

担当課( 介護支援課 )

# 結果 ( 途中・終了 )

平成27年2月1日時点

## 2 市民参加の手續 実施結果について

通称	地域包括支援センターの基準を定める条例の制定	市が考える 市民等への影響	<メリット> 地域包括支援センターの従事者の員数や介護予防事業所の人員、設備、運営等を市町村の裁量で決定することができることにより、地域の実情に応じた体制を整えることができる。
名称	流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例 流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例		
概要	第3次地方分権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)に基づき、地域包括支援センター、介護予防支援事業所の指定基準を条例で定める。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見			

### (1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会 専門的な見地からの調査や審議、意見を聴取する必要があると考えたため</li> <li>・パブリックコメント 時間や場所等に拘束されず、意見表明ができるため、幅広い市民から意見聴取が可能と考えたため</li> <li>・時期 平成27年4月からの施行に向け、12月議会へ条例案を上程する予定であるため、下記(3)の日程とした。</li> </ul>
--------------------------------	---

市民参加の手法	開催告知日	募集期間	受付方法	開催日等	人数等	人数構成内訳	結果の公表	意見の反映	工夫したこと	その他特記事項
福祉施策審議会	<HP> H26/6月上旬 H26/7月上旬 H26/7下旬  <広報紙> H26/6/11号 H26/7/1号 H26/8/1号			諮問 H26/6/17  H26/7/15  答申 H26/8/5	18名	福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの2人 ボランティア団体を代表する者1人 社会福祉法人の役員又は職員2人 民生委員(児童委員)1人 医師会を代表する者1人 歯科医師会を代表する者1人 学識経験を有する者1人 関係行政機関の職員2人 市民等7人	各会議終了後数日以内に公表	意見を反映した(案を修正した)  案を修正しなかった  その他		
パブリックコメント手續	<HP> H26/9/1~  <広報紙> H26/9/1月号  <出張所・公民館> H26/9/1~	<意見募集期間> H26/9/1 ~ H26/9/30	電子メール 書面の持参		意見数 4件		<HP> H26/11/21~	意見を反映した(案を修正した)  案を修正しなかった  その他	各福祉会館、地域包括支援センターに募集資料設置	

